

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年2月20日	不動産番号	1300000042338
地図番号	B2312-3	筆界特定	余白		
所在	京都市東山区五条橋東六丁目				余白
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
491番1	宅地	82	08	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日	
余白	余白	1091	67	③492番、493番、525番を合筆③錯誤、地図作成 〔平成24年3月6日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和57年6月17日 第17340号	原因 昭和57年6月17日交換 所有者 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地京都朝日ビル内 京都市土地開発公社 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日
2	合併による所有権登記	余白	所有者 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地京都朝日ビル内 京都市土地開発公社 平成24年3月6日登記
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成26年3月10日 第11662号	原因 平成25年6月30日主たる事務所移転 主たる事務所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市役所内
付記2号	2番登記名義人住所変更	平成28年2月16日 第6514号	原因 平成28年1月12日主たる事務所移転 主たる事務所 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地京都朝日会館内

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成28年9月23日
京都府地方務局

登記官

依藤勝彦



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年2月20日	不動産番号	1300000035342
地図番号	B2312-3 B2312-4 地図作成	筆界特定	余白		
所在	京都市東山区五条通大和大路東入五丁目梅林町			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
576番3	宅地	697.52		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和57年6月17日 第17340号	原因 昭和57年6月17日交換 所有者 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地京都朝日ビル内 京都市土地開発公社 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成26年3月10日 第11662号	原因 平成25年6月30日主たる事務所移転主たる事務所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地京都市役所内
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成28年2月16日 第6514号	原因 平成28年1月12日主たる事務所移転主たる事務所 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町4-2-7番地京都朝日会館内
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成28年9月26日
京都地方務局

登記官

依藤勝彦



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年2月20日	不動産番号	1300000049225
地図番号	B2312-3 地図作成	筆界特定	余白		
所在	京都市東山区六波羅裏門通東入二丁目竹村町			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
152番	宅地	245.12		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和57年6月17日 第17340号	原因 昭和57年6月17日交換 所有者 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地京都朝日ビル内 京都市土地開発公社 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成26年3月10日 第11662号	原因 平成25年6月30日主たる事務所移転 主たる事務所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市役所内
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成28年2月16日 第6514号	原因 平成28年1月12日主たる事務所移転 主たる事務所 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地京都朝日会館内
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成28年9月23日
京都地方法務局

登記官

依藤勝彦

